

様式第2号(第7条関係)

会議の開催結果

1 会議の名称	令和元年度第1回 さいたま市情報公開・個人情報保護審議会
2 会議の開催日時	令和元年7月24日(水曜日) 午後1時30分～午後3時15分
3 会議の開催場所	ときわ会館5階 小ホール
4 出席者名	審議会委員 馬橋 隆紀(会長) 内田 裕子 岩崎 万智子 桑原 菜津子 藤巻 眞理子 青木 節子 阿部 達哉 田中 孝之 谷崎 美智子 野辺 明子 事務局職員 総務部長 後藤 昌章 行政透明推進課長 磯 清美 行政透明推進課課長補佐 鈴木 裕之 行政透明推進課主任 豊田 康平 行政透明推進課主事 加藤 友香
5 欠席者名	なし
6 議題及び公開又は非公開の別	(議題) 【議案】 (1) 要配慮個人情報の収集について (事務の名称 一般介護予防事業評価事業事務) 【報告】 個人情報取扱事務の報告について (公開・非公開の別) 公開
7 非公開の理由	
8 傍聴者の数	0人
9 審議した内容	議題について審議・報告を行った。 議案については次回も継続して審議することとした。
10 問合せ先	総務局 総務部 行政透明推進課 電話番号 048-829-1118(直通)
11 その他	

発言者	発言内容
-----	------

1 開 会

事務局 本日は御多用のところ、委員の皆様にはご出席を賜り、誠にありがとうございます。
会議に入ります前に、今年度の4月1日付で人事異動があり、審議会の担当職員に変更がありましたので、紹介をさせていただきます。

(事務局担当職員あいさつ)

それでは、ただいまから令和元年度第1回さいたま市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

本日の定足数ですが、10名全員のご出席なので、会議は成立しております。

なお、本日傍聴を希望される方はいらっしゃいません。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。まず、本日の次第でございます。次第の次に例年ご案内しておりますフォーラムのご案内を置かせていただきました。ご希望なされる方は、申し込みは恐れ入りますが各自でお願いいたします。また、既に委員の皆様には送付をさせていただいております議案第1号の要配慮個人情報の収集に関する意見照会書、それから報告資料の(1)、(2)、個人情報取扱事務に係る届出についてという資料をあらかじめ送付させていただいておりますが、本日お持ちでない方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日の議題は1件になります。

これからの議事の進行につきましては、審議会条例第6条第1項で会長が議長となることと規定しておりますので、よろしくをお願いいたします。

2 議 題

議案第1号 要配慮個人情報の収集について(事務の名称 一般介護予防事業評価事業事務)

議長 きょうはお忙しい中、暑い中、ありがとうございます。

それでは、早速第1号の議案に入りたいと思います。情報公開制度・個人情報保護制度の手引(第5版)の132ページを見ていただきますと、本日審議すること、実施機関は要配慮個人情報を収集してはならないと書いてあって、ただし次の場合はこの限りではないと書いてあって、1番目に法令又は条例で定めがあるときとあります。2番目に、実施機関が別に定める市情報公開・個人情報保護審議会、この会議ですけ

れども、この意見を聞いて、公益上特に必要があると認めるときとあります。こういうことですので、そんな観点からご質問等をいただき、ご判断をいただければと思います。

では、実施機関をお呼びいただきます。

〔実施機関（いきいき長寿推進課）入室〕

議長 どうもご苦労様です。それでは、いらっしゃった方の職名とお名前をおっしゃっていただければと思います。

実施機関 いきいき長寿推進課課長の川角でございます。よろしくお願いいたします。

いきいき長寿推進課主幹の相馬でございます。よろしくお願いいたします。

いきいき長寿推進課課長補佐の小島でございます。よろしくお願いいたします。

いきいき長寿推進課主任の河津でございます。よろしくお願いいたします。

議長 保健福祉局長寿応援部のいきいき長寿推進課ということですね。

実施機関 はい。

議長 どうもありがとうございます。どうぞお座りください。

それでは、ご説明をいただくということで、よろしくお願いいたします。

実施機関 では、本日はいきいき長寿推進課が所管します一般介護予防事業評価事業事務におきまして、要配慮個人情報であります病歴を収集する必要があることから、ご審議をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料1ページをごらんください。事務の名称でございますが、一般介護予防事業評価事業事務でございます。

事務の概要でございますが、介護保険法に基づく業務である一般介護予防事業の評価、改善を目的とするもので、無作為抽出をした対象者に対しアンケート調査を実施いたします。調査結果につきましては、一般介護予防事業の評価、改善に活用するために、必要に応じて関係機関と共有する場合がございます。収集先は本人でございます。対象者の範囲でございますが、介護保険における要介護・要支援認定を受けていない65歳以上の第1号被保険者でございます。収集する情報の内容でございますが、病歴でございます。収集する理由でございますが、一般介護予防事業の評価に当たって、病歴という側面から調査研究を行うためでございます。

ただいま説明させていただきました内容につきまして、詳細及び具体的項目等につきましては、順次ご説明申し上げます。資料の4ページをごらんください。一般介護予防事業評価事業における病歴の収集についての「1事業の概要」についてご説明いたします。一般介護予防事業評価事業とは、介護保険事業の一つであり、当課で既に実施しております一般介護予防事業を評価し、その評価結果に基づき事業の改善を行う事業でござ

ございます。ただいま発言をいたしました評価の対象となる一般介護予防事業につきましては、後ほど改めて詳細等をご説明いたします。

さて、本市では一般社団法人日本老年学的評価研究機構、以降 J A G E S 機構と申し上げますが、及び国立研究開発法人国立長寿医療研究センターと共同し、本評価事業を実施する予定であります。本資料では事業内容と記載しておりますが、正しくは事業期間でございます。本事業では、3年で1サイクルの調査研究を行うものでございます。

事業初年度は、業務委託により、要介護・支援認定を受けていない65歳以上の高齢者を対象としたアンケート調査を実施し、結果報告書を作成いたします。事業2年度及び3年度目に J A G E S 機構、国立長寿医療研究センター、本市の3者による共同研究協定に基づき詳細な分析、研究を行う予定であります。その後、次の3年間で、今回の対象者と同じの方を対象としたアンケート調査を実施し、経年変化を観察するものでございます。

このプロジェクトに参画することで、プロジェクトに参加している市町村間あるいはさいたま市内の地域間における地域診断書が得られます。この地域診断書をもとに状況を評価し、事業の改善を図ることができるようになるものでございます。

続きまして、評価の対象となる一般介護予防事業につきましてご説明いたします。5ページをごらんください。資料上のところがございます用語の解説、「※1一般介護予防事業」についてご説明いたします。一般介護予防事業とは、高齢者を心身の状況等によって分け隔てることなく住民が主体となって運営する自主グループ活動を充実させ、自主グループ参加者が継続的に拡大することで、各地域に沿った地域づくりを目指す事業でございます。

資料の中ほどにあります図の下、事業名をごらんください。介護予防事業には「ますます元気教室」、「いきいきサポーター養成講座」などのほか、資料一番下の写真のような「いきいき百歳体操」などがございます。本市では、これらの事業を通じて高齢者が要介護状態になることを予防するとともに、お互いに助け合う地域づくりにつながるさまざまな事業を実施しております。

しかしながら、こうした事業の実施において、参加者に対する介護予防などの効果検証あるいはその根拠となる情報の取得に至っていない状況でございました。そうしたことから、先ほどご説明申し上げました一般介護予防事業評価事業について実績のある J A G E S プロジェクトに参画することで、地域に沿った事業運営あるいは展開を実施したいと考えております。

資料6ページをごらんください。「2対象者」につきましては、先ほどご説明のとおり介護保険における要介護・要支援認定を受けていない65歳以上の高齢者約1万人を

無作為抽出した方でございます。

「3 個人情報の流れ」につきましてご説明いたします。資料のフロー図をごらんください。図左側がいきいき長寿推進課及び介護保険課など本市の関係課を示してございます。図中ごろですが、そちらは委託先であります国立長寿医療研究センターを示してございます。図右側が市民を示してございます。

まず、図左側上部にありますとおり、①、本市の介護保険データベースから無作為に抽出した対象者につきまして、②、市管理用と J A G E S 用の 2 つの名簿を当課で作成いたします。J A G E S 用の調査対象者名簿につきましては、個人が確定できないよう住所、氏名を記載せず、暗号化した介護保険の被保険者番号、当課で付番する調査票番号を記載いたします。

フロー図の下をごらんください。調査票を発送するために、氏名、住所、調査番号を記載した宛名ラベルを今回作成し、③の委託先に提供いたします。④の調査票を市民に発送し、⑤で調査票を市に返送いただきます。

フロー図中ごろの⑥をごらんください。先ほどご説明いたしました J A G E S 用の調査対象者名簿、個人が特定できない調査対象者名簿を委託先に提供いたします。宛名ラベルと調査対象者名簿の提供時期をずらすことで、委託先が住所、氏名と回答結果の突合ができないよう配慮をいたします。

フロー図中ごろ、⑦で市に返送された調査票を委託先に提供し、⑧で返送された調査票、回答結果をもとに調査報告書を作成し、成果品として市に提出されます。

続きまして、「4 個人情報の収集先」につきまして、介護保険要介護認定事務の目的の範囲内での利用であること及び本人からの個人情報の収集のため、審議対象外ではございますので、説明を省略させていただきます。調査対象者を抽出するために要介護認定情報を収集いたします。また、調査結果に関する個人情報につきましては、本人から直接提供いただくため、本人以外からの個人情報の収集はございません。

続きまして、7 ページをごらんください。個人情報の提供につきましても、本事業を実施するに当たり、共同研究協定を締結する予定である 2 法人と個人情報を共有することについては、個人情報取扱事務の目的の範囲内であり、個人情報の外部提供には当たらないため、審議対象外としております。

なお、審議対象外ではありますが、共同研究に当たり個人情報の取り扱いについては、適正な取り扱いとすることを要求いたします。また、2 法人と共同で研究を行うことについて、資料の 27 ページの別紙 3、調査案内文の上から 3 行目に記載しております。

続きまして、「6 他市町村の動向」についてご説明いたします。前回調査では、政令指定都市 5 市を含む 40 市町村が J A G E S 調査に参画しております。

続きまして、「7事業スケジュール」についてご説明いたします。本審議会で問題ない旨の答申が得られましたら、8月に契約の手続きを行い、11月ごろの調査票の発送に間に合うよう事務を進めてまいります。

続きまして、「8要配慮個人情報の収集」について説明いたします。本市事業においては、要配慮個人情報である病歴を収集します。一般介護予防事業評価事業による事業の評価、改善に当たっては、データに基づくことが要求されております。本事業において病歴を収集することで、地域ごとの認知症リスクの状況を把握することができ、本市の第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の重点的な取り組みである高齢者の自立支援・重度化防止の推進や認知症施策の推進に係る事業について、地域の状況に応じた見直し、改善を図ることができるようになります。

本審議会でご審議いただく具体的な内容について説明いたします。9ページの別紙1が本事業のアンケート調査項目でございます。問1、4)の設問において、「現在治療中、または後遺症のある病気にあてはまる番号すべてに○をつけてください。」ということで病歴を収集するものとなっております。

また、18ページの間15をごらんください。こちらの設問では、インフルエンザや肺炎の罹患の有無を聞いており、こちらも病歴を収集するものとなっております。病歴と生活状況等の個人要因による検証や複数の病歴をクロスして個人要因等を検証することによりまして、事業展開を図るためのデータを活用し、既存の介護予防事業の評価、分析を図ることができます。その他、介護予防施策と病歴に関する研究成果を得ることもできます。以上を鑑み、要配慮個人情報である病歴を収集するものでございます。

参考説明となりますが、資料19ページをごらんください。別紙2が本事業で得られる成果物でございます。この地域診断書は、アンケート結果から得られた評価資料ごとの地域間の順位や他市町村平均と比較した結果などがわかるものとなっております。これによって、例えば虚弱者割合が多い地域なのか、少ない地域なのか、またスポーツの会の参加者は多いのか、少ないのかなど地域の特徴がわかるようになり、地域ごとに介護予防事業の効果がどの程度あらわれているのかがわかり、地域の特徴に応じた施策展開、改善が可能となります。また、結果はクロス集計なども行うことができますので、さまざまな角度から地域を分析することができるようになります。

続きまして、20ページをごらんください。本事業では、病歴を収集するものですが、調査結果はこちらに記載しているような研究にも活用されることとなります。一例ではございますが、例えば社会参加の多い地域は認知症リスクが10%減少するといった結果が出ており、本市で進めております認知症施策の推進にも役立つ研究結果が得られるものとなっております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

何かご質問等ございますか。

青木委員

今回、さいたま市で実施されるこの事業アンケートですけれども、地域診断書とさっきおっしゃいましたが、19ページ、全国レベルで都道府県、市町村、さいたま市が今回やろうとしていることなのですが、地域診断書というのはさいたま市だけがこういう調査を試験的にやるのですか。

実施機関

先ほども申し上げましたとおり、他市町村との比較ができるようになっております。

青木委員

というのは、今回はさいたま市が実施することなのですが、各市町村でもこのようなアンケートで、項目も同じようなものでやっていらっしゃるのですか。

実施機関

項目が全く同じものを使って調査を行ないます。

青木委員

JAGES機構と、国立長寿医療研究センターの2法人と一緒に共同研究するということですね。

実施機関

JAGES機構というプロジェクトに参加しているのが、国立長寿医療研究センターですとか、そのほか国公立の大学が6カ所ぐらい参画しております。そこに参画しているプロジェクトで調査をしたものは、全部同じアンケート項目になっておりまして、2016年度が最新で、前回調査をしておりますけれども、そのときに全国で40自治体、政令市は5自治体参画しております。埼玉県内では、さいたま市が今年度初めて参画するものでございます。

青木委員

全体像の中から地域診断書ということでいろいろ出ているのだとすれば、今後その参考資料になるわけでしょう。

実施機関

そうです。

青木委員

わかりました。

議長

そのほか何かありますか。

桑原委員

JAGES機構では、アンケート結果からこの人が誰という個人情報にはわからないということですよ。

実施機関

はい。

桑原委員

さいたま市に関してはどうなのですか。さいたま市ではアンケート結果と住所を当然持っていますけれども、特定の個人のアンケート結果というのを一致した形で持っているというか、わかる状態になるのですか。

実施機関

はい、わかります。

桑原委員

あと、この中のアンケート項目で、世帯全体の合計収入額というのを聞く欄があるのですけれども、これは審議対象外になりますか。

実施機関　　今回は病歴を収集するという点で審議をお願いしています。

桑原委員　　病歴だけなのですか。

実施機関　　はい。

桑原委員　　既にこういう情報というのは、もう集めていらっしゃるような状況なのですか。

議長　　端的な言い方をすると、本来の目的とずれているような情報まで収集しているのではないかということなのではないでしょうか。

桑原委員　　そういうことです。

青木委員　　アンケートの設問が16項目ありますものね。病歴ということですがけれども、アンケートの項目にさまざまな暮らしに関するものがいっぱい入っているということなので、そこのところはどういうことなのかと思いました。

桑原委員　　そういうことです。

青木委員　　同じようにちょっと思いました。

実施機関　　今回、この場でご審議していただきますのは、確かに病歴の収集なのですがけれども、今ご指摘いただきましたように、いろいろなその方の状況というのを質問する項目が多岐にわたっております。

議長　　ここで審議することを、そちらで勝手に決めては困ります。病歴以外は関係ないというのはおかしいのではないですか。全て個人情報ではないのですか。

それから、目的の範囲内だから第三者へ提供していいというけれども、その目的というのは何をもって目的の範囲内であると限定するのですか。それがないと、どんどん広がっていってしまうから、ちょっとそこの感覚が甘いと言っては失礼ですが、情報に対する意識が違うのではないかと思います。これは、本来は重要な個人情報でしょう。中でも病歴は最もかもしれないし、例えば友人とどのくらい会っているとか、それだって個人情報ではないですか。それを全て収集しようということでしょう。

野辺委員　　このアンケート調査の内容は、どなたが作成したのですか。その委託先ですよ。委託先がこういう病歴を中心にアンケートをとるという目的で、こういう調査票を作成して、それは当然市としてもアンケート内容についてチェックしたわけですよ。そのときに皆さんの中で、今議長がおっしゃったように病歴がテーマのアンケート調査なのに、個人の収入だとかゴルフの経験があるかないかとか、そういうところまで必要なかという疑問はお持ちにならなかったですか。市としてこのアンケート調査を事業者に委託する際、やっぱり信頼するから委託するわけですがけれども、そこがつくったアンケートの内容については、市が責任を持って当然チェックするべきだと思います。

青木委員　　もう一つあります。事前に送られたこの資料を読んでいたときに、病歴ということが中心になっていたと思うのですが、病歴と言っている割には健康と暮らしの調査という

項目になっていますよね。だから、収集する情報の内容及び収集理由のところ、収集する情報の内容で病歴だけを書かないで、健康と暮らしの調査ということであれば、健康と暮らしも含めて病歴ということで入れたほうがよかったのではないかというように思ったのですが。

病歴ということになってくると、どこに病歴と関連性があるのかと思います。最後にインフルエンザなどの病気にかかったかという設問があったのですが、そこに行き着くまでにいろいろと体の状態からみんな質問項目として出ているので、収集理由のところをもう少しきちんとしたほうがいいのかと思いました。もちろん条例で定めたものに従ってやっていっちゃると思うのですが。

議長 いろいろ意見が出ていますので、そちらで考えていただく時間をお与えします。今、質問事項があればおっしゃっていただいて、ご回答はその時間に考えていただくか、あるいは次の回にさせていただくかということになると思うので、委員の方で質問があれば、今のうちに出しておかれたほうがよろしいかと思うのですが、いかがでしょうか。

野辺委員 では、質問します。数年後にこのアンケート調査の分析結果が、研究の成果として結果が出ると思うのですが、それはアンケートに協力した人にどういう形で還元されるのですか。あるいは新聞記事になって、こういう調査の結果、さいたま市のこういうところでは、こういう病歴と案件がアンケートの結果として分析されたという、単なるそういう記事で出るのか、それとも調査に協力した人個人にそういう還元されるのかどうか。

あと、地域の診断書という言葉がありますけれども、いきいき百歳体操、その他、シニアサポートセンターが各地区にありますけれども、地域包括支援センターがかなり地域での介護予防の事業には力入れているわけです。そういう地域包括支援センターの日ごろの活動や事業の中に、こういう調査の結果がどう一つの成果として還元されるのか、生かされるのか。それは、やっぱり行政としても責任だと思うのですが、地域包括支援センターが本当にいろんな地域の事情を知っていますから、そういうところにこういうアンケートの結果が還元されなければ、あまり意味がないような気がするのですが。

私だって、もしかしたら抽出でこのアンケート用紙が送られてくるかもしれません。協力するつもりではあるけれども、それがどう還元されていくのかなという点でどうなのでしょう。

青木委員 もう一つあります。関連というか、今、私は一般介護予防事業の中のますます元気教室、百歳体操を受けています。それから、いきいきサポーター養成事業を受けています。受けながら考えたときに、その中には要支援の人もいっちゃる、一般の介護を受けて

いない人もいらっしゃると思うのですが、要するに予防ですから、これから先、なつてからではなく、予防のためにこのアンケートをやるということだと思っております。ですから、やっぱりこれは重要なことなので、ぜひ早いうちにそういう情報収集して分析しながら、市民が要介護になる前にどうするかというのを調査するのだと思っております。重要だと思っておりますが、アンケート項目が1から16まで多岐にわたって、1人の人がどういう生活をしているのかから始まっていますので、ぜひこれは病歴だけにこだわらず、健康と暮らしに関するアンケートをやってほしいと思っています。

現実、今やっていることは、別に遅いことではないのですが、実はもっと早くにこういう介護予防の事業がスタートしたほうが良いというよう実感していますので、アンケートをまずとらないと、予防の方策が出ないと思っておりますので、ぜひそういう意味では重要なことなので、進めていただきたいと思っております。さっきと同じようなことになりましたけれども、力を込めて祈っています。

田中委員 私からもいいですか。

議長 はい、どうぞ。

田中委員 6ページ、7ページなのですがけれども、6ページの2番の対象者、これは要介護・要支援認定を受けていない65歳以上の年齢の高齢者で、対象が約1万名とありますが、さいたま市全体の何%ぐらいになるのですか。

それから、1万人を抽出して、回答はどれぐらいを見込んでいるのですか。

それから、対象情報の収集先、(審議対象外)というのが4番と5番にありますけれども、これは今の質問項目の中のどういうことをおっしゃっているのか教えていただきたい。この3つをお願いします。

議長 では、その質問もよろしいですか。

実施機関 はい。

議長 それから、アンケートにこれはどういうことに使うのだとか、そういうことはどこかに書いてあるのですか。どういうところと研究しますということや、そのための資料ですとか、そのために伺っているのですかというのはどこかに出てくるのですか。

田中委員 今の関連でいいですか。19ページの別紙2がありますけれども、これがさっきの説明ですと結果とか、これがアンケートによる報告書の例だということ。そうすると、これを見ると、大体病気の関係が多いようですけれども、アンケートと余り関係ないと思います。アンケートに全てがこれは載っていないと思います。これが16項目あるアンケートの全ての中に反映しているのかどうかということ。です。

それから、どういう方向でもって健康維持するためにこういう地域診断書を出して、どういう方向でもっていくかというような、そういったものの出し方が何も説明されて

いないのですけれども。

藤巻委員 資料の流れがとてもわかりにくいと思うのですけれども、27ページの「健康と暮らしの調査へのご協力をお願い」というのが一番先に来るのですよね。このお願いがあって、この健康と暮らしの調査をやりますというようにいけば、皆さん多分わかると思うのですけれども、27ページを最後にしてしまっているのです、それがとてもわかりにくいのかなという気がするのですが。

それと、自分も当てはまるかもしれないと思って、このアンケートを実際にやってみたのですけれども、とつても項目が多くて、60代だったら、これはどうにかついていけると思うのですけれども、例えば要支援とか要介護認定を受けていない70歳以上の人もたくさんいらっしゃると思うのです。その人に細かい字でこれだけの項目があると、回答が戻ってくる割合というのは非常に少ないのではないかと思います。自分がもしこれを受け取ったら、ちょっとこのアンケートは面倒くさいなと思ってしまうほどです。

なおかつ、高齢者ならこの程度の病歴というのはあるので、そんなに違和感はないのですけれども、私が思ったのは所得、先ほどから問題になっているような収入部分です。3ページの個人情報取扱事務変更届出書等の中の一般的取扱情報の中で、経済状況で所得・収入とか資産状況とありますが、これは対象となっているのはそのご本人だけですよ。このアンケートだと、同居の人全部の所得の総合計は一体幾らぐらいなのですかというようなアンケートにとれるのです。そのあたりも含めてご検討いただければと思います。

議長 それでは、10分程度時間をお与えします。一度退室しても結構ですから、考えていただいてから回答をお願いします。

〔実施機関（いきいき長寿推進課）退室〕

〔休憩〕

議長 再開してよろしいでしょうか。

事務局 一度整理させていただきますと、議長がおっしゃったとおり、個人情報保護条例第5条第1項では、個人情報を収集するときは、目的を明確にして、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならないとされておりますので、これが個人情報を収集する際の大前提となります。このことがクリアできたうえで、第2項の要配慮個人情報の収集についてこの審議会でご審議いただくところなのですが、実施機関の説明は、第1項の部分が十分ではなかったということかと思いま

す。このあと、多岐にわたるアンケート項目がどうしても必要なのかということを含めて、再度説明していただけるということですのでよろしくお願いします。

議長 それでは実施機関をお呼びしてください。

 〔実施機関（いきいき長寿推進課）入室〕

議長 ご苦労さまでした。

 幾つか質問もあったと思うのですが、その回答を含めて説明をお願いします。

実施機関 まず、数値的に出ているものなどを先に報告させていただきたいと思うのですが、最初に、今回の対象者の1万人の割合ということで、対象者のおおもとの人数ですけれども、65歳以上の1号被保険者が29万8,946人いらっしゃいまして、そのうちの要支援から要介護5までの方が5万1,749人ですので、それを引きますと約24万人となります。そのうちの1万人が今回のアンケートの対象ということになりますので、約4%がアンケートの対象になります。

田中委員 約24万人のうちの1万人ですね。

実施機関 そうです。

田中委員 回収率はどのくらいを見込んでいますか。

実施機関 ほかの市町村の前例などを考慮して、60%くらいを見込んでおります。

 ほかの市町村は70%くらいになっているところがあるようですので、本市も現在は60%を見越しておりますけれども、もしかしたらそれよりは回収率は上がるかもしれないと思います。

田中委員 わかりました。

実施機関 あと、アンケート項目のうち所得の状況が必要かというご意見がございましたが、今回の資料の20ページに載せさせていただいたのですが、社会経済的格差が骨格筋系疾患の有無に関係があるということで、病歴も含めて所得も関係した研究に使えることになっております。

 例えば、今回の資料に添付はしておりませんが、糖尿病の有病率も実際に所得格差と関係しております、所得が高い人と低い人と比べますと、低い人のほうが糖尿病になる確率が1.2から1.4倍高くなるという研究データなども出ております。これは所得ですとか、BMIや、ほかの糖尿病以外の疾患などもクロスして集計するのですが、所得というものが、こちらとしましても必要な情報として考えているところは、生活状況というものに結びついてくる。生活習慣ですとか、そういったものに結びついてきますので、その中でどんな疾患に結びついていくのかということも関係してまいりますので、所得も一つの必要なデータと考えております。

 また、例えばそういった糖尿病が多いということがわかった場合には、糖尿病がその

地域によって、どの地域だったら糖尿病が多いというのも、この地域診断書の中でわかってまいります。ですので、糖尿病の多い地域に対しては、こういった介護予防事業を行っていくべきなのかということなども振り返って検証ができて、新しく事業を考えるということもできるので、そういった意味でも所得というのは、介護予防事業を考えるに当たって必要なデータと考えております。ですので、いたずらに取得するというのではなく、実際の事業に反映させていくためには必要なデータと捉えております。

アンケートの結果についての回答といいますか、公開につきましてはアンケートに答えた方だけではなくて、市民の皆様に公開する予定になっておりますので、特にアンケートを答えた方に直接というわけではなくて、全体的な内容を皆様に公開する予定となっております。

野辺委員 それは市報か何かに載せるとか、そういうことですか。

実施機関 ホームページに載せます。このまとまった結果につきましては、今後の事業展開に生かしていきたいと思っておりますので、具体的な施策などは今後検討してまいります。地域包括支援センターなどの事業におきましても、それを生かしていただくようになっております。

議長 学者や研究者が自治体を通じて情報を集めて研究に利用しているということはないですか。この研究結果を見て、なるほどと思ったり、全然違う話があるのだと思ったりしたものが何かありましたか。我々の考えていたものと全然違う分析があるとか、そういうものはありましたか。

実施機関 例えば、先進自治体で行っているところから、実際にこの結果のデータをどのように活用したかということなどもヒアリングさせていただいている中で、資料19ページの地域診断書ですけれども、これはこの1枚で全てではなく、全ての項目に対しての関連性のあるものがまとまって、こういった形で出るので、これを地域で比較したりすることができます。例えばさいたま市内ですと、27圏域の地域包括支援センターがありますけれども、その包括の圏域ごとにこのデータがどのようになっているかというものが結果として出ますので、圏域ごとの比較ができます。

そういった比較ができるので、ほかの自治体では、例えばこの地域は自主活動でグループ活動しているところが少ないところなので、認知症の方が多いという結果が出ているようなところには、ボランティアさんを活用するほか、そういうデータがあるということを住民の方々にお伝えして、では自分たちで認知症が多いという今の地域の現状を変えていくにはどうしたらいいのというのを、住民の方たちに実際に考えていただいて、いいところは逆にどういうことをやっているから、それがいいのかということもお伝えしながら、自分たちでできることということで、グループ活動をするなど、

自分たちで自発的な自主活動などを始めているというところもあるのです。

そうすると、次のときに調査をしたときには、認知症のリスクは下がっているというようなこともありますので、実際にこのデータを活用して、先ほど議長さんもおっしゃったように心配される懸念もあるかと思えますけれども、今まで40自治体が2016年度調査をしておりますけれども、実際にそうやって活用しまして施策に生かして、地域の皆様にもこの結果をご理解いただいて、そのご理解をいただいた内容をもとに事業を自分たちで、住民の方たちも自分ごととして捉えていただいて、発展したよりよい住みやすい地域にしていくという取り組みになっているというところがあるので、さいたま市もそのような活用の仕方ができるように、今模索しているところです。

実際に今年度は研究をするということですので、3年かけて分析をしながら行っていくということにして、どのようにさいたま市としてこのデータを生かしていくことが、市民の方々にとっても、健康を守るためにつながるのかということを検討してまいりたいと思っております。

田中委員 先ほどの数字のデータですけれども、24万人というのは65歳以上の認定を受けていない人ということです。1万人のアンケートに対して60%返すというと6,000人ということです。6,000人というのは約2.5%なのです。健常者の65歳以上の2.5%ですよ。それでいいのですか。

実施機関 統計学的なお話で、このJAGES機構の先生方に限らず、ほかの先生方に統計を勉強されている方にもお聞きしますと、1つの母数に対して100以上のデータが集まれば有効であるということです。例えば、さいたま市の場合ですと27圏域ありますけれども、その27圏域、27カ所比較していくと考えたときに、有効な回答が100以上あれば比較はできると統計学的には言われているようなのです。ですので、確かに今おっしゃいましたように2.5%というとても低いように感じてしまうのですけれども、統計学的には有効な数字がとれると言われていています。

議長 それは何か行政に生かせればいいのですが。

田中委員 アンケートに回答したって、それは有効なのかどうかわかりません。要するに回答が来たのが60%でしょう。その中にまた未記入のものや記入漏れなどが相当あるわけです。

議長 むしろ、さいたま市で調査して、ある人が元気だったけど、5年後どうなったとか、そういう追跡調査でもやったほうがずっと役立つかもしれないと思います。全体的に見たら有効なのではないかと思います。

実施機関 今回調査をさせていただいた方々に対しては、3年後に調査をするときにも同じ方をそのまま調査させていただきます。ですので、その方がどういう生活を送っていて、3

年後どうなったか調査いたします。例えば、いろんな活動をされていた、運動をされていたとか、いろんなグループに入って活動されているような方たちがいたとした場合に、3年後その活動を続けていけばどうなるか、続けていない方はどうなっていくかということなども関連づけて見えるので、全体的な…

議長 これはそこまでやってくれるのですか。

実施機関 はい。

田中委員 そうすると、記名式になるわけですか。

実施機関 いいえ、記名式ではないです。

田中委員 同じ人にアンケートを3年後に送ると言いましたが、どういう形でもって同じ人だということがわかるのですか。

実施機関 お送りする調査票には調査票番号といひまして、いきいき長寿推進課のほうで採番した番号が1番から採番されているということです。当課のほうでは、調査票番号と住所、氏名が紐づいた状態でわかるという状態でございます。市民の方は、我々に返送するのですけれども、返送されるものには記名はされておらず、番号だけが書かれているということになります。我々はその番号を見れば、誰のものかはわかります。

藤巻委員 本人から返してもらうわけですか。

実施機関 はい。ご本人から返してもらいます。

藤巻委員 ご本人から返してもらうときに、身長、体重とか、そういう項目がありますよね。

田中委員 そうすると、個人情報の問題にかかわってきますよね。

実施機関 身長、体重等が入ったものを、我々のもとに回収するという形になってございます。

議長 それもご本人が納得して、そういうことに使われるのだと納得するかどうかに関わるから、むしろきちんと氏名を書いて出してもらったほうがいいのではないのですか。

青木委員 もう一つお聞きしていいですか。これは3年間の研究調査ですよ。1人の人に対して発信すると、3年間ずっと継続してその後の状況のやりとりをやるのです。そうすると、これは3年後でないと、それをもとにした一般介護予防事業というのは新しくできないということですか。個人でも気をつけなければいけなく、介護予防して自立した生活をすると同時に、市としてアンケートをとったら、市として介護予防調査の結果を踏まえて、一般介護予防事業というのを、新たにアンケートの結果から事業が立ち上がるのかどうか、考えていくのかどうか、どのように考えたらいいのでしょうか。

実施機関 今年度の分析の結果が今年度の末の3月に一回出ます。次のアンケートをするのはその3年後になります。

 例えば、先ほど、他の自治体と比較ができるということをお伝えしたと思うのですけれども、この3月の時点では、ほかの自治体と比較はできません。その次の2年目、

3年目の間に比較をしていきます。ただ、市内の状況というのはこの3月には報告書が来ますので、その時点で市内での比較ができる状況にはなりません。

青木委員 比較だけで終わってしまうのですか。

実施機関 いえ、違います。比較しまして、その上でどういったことが必要かということ进行分析して、それを事業に生かしていくということです。

青木委員 そういうことでいいのですね。3年待たなくていいということですね。

実施機関 そうです。それは大丈夫です。

岩崎委員 3年後にもう一度新たに同じアンケート調査をやりますというのは、最初にアンケート依頼書には書かれているのですか。追跡調査をするから、もう一度アンケートにご協力をお願いしますということは書かれているのですか。

実施機関 基本的に無作為抽出というようにお伝えしています。ただ、本当に無作為抽出で毎回変わってしまうと、紐づけと継続性がなくなってしまいます。

ですので、紐づけはしておきますけれども、3年後もあなたにまた調査をさせていただきますということとは、特にお伝えしていないです。

議長 これはなぜ問題になっているかということを確認すると、今皆さんが言っているのは個人情報保護条例第5条の2項の要配慮個人情報の収集の禁止だと言っているのだけれども、第5条の第1項というものがあって、実施機関は個人情報を収集するときは、取り扱う業務の目的を明確にして、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならないと書いてあります。だから、何でも収集できるということではないのです。それはご存じのとおりだと思いますが、では今回のアンケート調査で収入だとかそういうものまで必要なかどうかというのは、この目的の範囲に入るかどうかという問題になるのではないですか。この審議会は、もしそこからはみ出しているものがあれば、それは違うと言わざるを得ない責務を負っているのです。そこで皆さんがこれでいいのかと思っているところがあるということです。

それから、個人情報というのは、本来はたとえ委託だろうと何だろうと、転々と流通するということは基本的にはまずいわけです。個人は、自分の情報がどこへ行っているかということ进行管理できるようにしておかなければいけないわけで、今回のアンケートをするならば、このアンケートはこういうような形で使われまして、こういう機関にも提供されますというようなことをきちんとお伝えし、かつ、それでも使っていていいですよということをはっきりさせるためだったら、お名前を書いていただく記名式が一番いいと思います。本人が承諾するのであれば、それでいいのです。収集したいろいろな情報を使いますけれども、いいですねということです。それで本人が了解したのならば、それはそれでいいと思いますし、審議会としても、公共のための利益があるかどうかとい

うことを判断する一つには、何かのフォローができているのだろうかということを中心に考えていて、本人たちがこう使われるというのがわかっているのだろうか、本人が承諾してくれているかどうか、その点を了解した上でアンケートを出してくれたのだろうか、そこが一つの重要な点なのかなと思います。

ほかに何かあれば、どうぞおっしゃってください。

桑原委員　私も同じ意見ですけれども、ご協力のお願いの文書の個人情報保護についてのところで、個人情報を削除・保護して分析しますとあるのですけれども、それはそうなのでしょけれども、ちょっとこれだと言葉足らずというか、逆に市のほうでは将来3年後にまたアンケートをすとか、それは書かなくてもいいと思うのですけれども、市のほうではこういう形で保管しておりますといったことを書いておかないとフェアではないかなと私は思いました。

議長　そうすると、アンケートを書く人が減ってしまうとか心配もあるかと思うけれども、あれだけたくさんアンケートを書く意欲のある人は、名前まで書いてくれるのではないかと思います。

青木委員　もう一ついいでしょうか。

議長　はい。

青木委員　資料の最初の4ページのところ、すらすらとただ読んだだけだったのですが、事業内容は、3年で1サイクルの調査研究事業です。事業の1年度目は、業務委託により65歳以上を対象としたアンケート調査を実施します。そして、結果報告を作成します。ここまではわかっていたのです。2年、3年度目に3者で共同研究協定に基づく詳細な分析、研究を行います。次の3年間で、同一対象者にアンケート調査を実施し、経年変化を見るものということです。すなわち最初は無作為でアンケートに当たった人は、通算6年という解釈でいいですか。アンケート調査を実施して、次の3年間で同一対象者にアンケート調査を実施しと書いてあります。ここの意味を勝手に解釈してはいけなかなと思っての確認です。

実施機関　この文章を見ますと、分析した後にもまた3年後に同じ人にアンケートを行うと読み取れてしまいますけれども、実際は1年目にアンケート実施して、3年後にまた同じ人にアンケートをお願いします。

青木委員　だから、アンケートは2回行うという意味でいいのですか。

実施機関　そうです。

青木委員　その説明がきちんとわからないから、最初にアンケートをやったら、分析されて終わりかなと解釈したのですが、今読み直したら、アンケートを受けた人は1年目とその3年後に2回やるということですね。

実施機関 そうです。

青木委員 わかりました。

議長 どうでしょう。今申し上げた問題点を文書なりに整理していただけますでしょうか。不明な点は事務局に言っていただいて、事務局から私どものほうに問い合わせがあれば私どもも答えますので。今日出たような話をもとに整理していただいて、統計をとるのもいいですが、個人情報にこれだけ配慮しているのだという形にして、この情報は関連性のあるものなのですよということ整理して、長い資料は要りませんから、簡単なものでも結構ですから用意していただいて、次回にご説明いただくということでもよろしいですか。

田中委員 そこで、ちょっと意見いいですか。

議長 はい。

田中委員 全国で統一されたアンケートの内容ということですから、これ以上言えることはないのですが、ただ、5ページに書いてありますように、一般介護予防事業に反映します、これだけの効果があります、こういうようにきれいに図解されているわけです。こういう事業をするのに、これだけの項目のアンケートが必要かどうかということは、全国ネットでもう一回やり直してもらいたいです。今回、やる、やらないというのは、もう少し経過を見ないと何とも結論を出すことはできないと思います。

内田委員 よくよくお聞きすると、これはJAGESプロジェクトに参加するということですよ。ですので、これは研究ですよ。資料の後ろにあるように、ものすごく莫大な研究費をもらった研究が2つ、千葉大と東北大の方もものが載っていますが、このプロジェクトに参加している研究者も恐らく相当たくさんいて、研究計画書というものがあると思います。それを一緒に見せていただくことによって、どういう人たちがこのプロジェクトに参加して、何を目的にこれを使用したいとか、その辺の全体像を見せていただくことによって、私たちもどういうことをやりたいというようなことが分かるかもしれないので、次回見せていただければと思います。

谷崎委員 ちょっと1ついいですか。

議長 はい。

谷崎委員 これは2016年度から始まって、そのときには40市町村が加わったと書いてあって、その3年後ですから、2019年度の今はその追跡調査の結果が出たか出ないかぐらいの感じなのですか。

実施機関 このプロジェクト自体は2011年から始まっています。参加する自治体も少しずつ増えていきます。2013年、2016年、2019年度の経年で継いでいくプロジェクトです。さいたま市は、今年度の2019年に参画をしたいということです。ほかの自

治体では、2016年なり2013年に既に行った結果が少しずつ出てきているということです。

谷崎委員 さいたま市が今回参加したいという明確な理由があまりわからなかったので、ほかの自治体のどういう結果を踏まえて、なぜさいたま市が今回参加したいかと考えたところなのかはっきりしてくれると、理解しやすいかなと思いました。

議長 そんな点も含めて整理してください。

田中委員 今回の考えと同じです。市が、これによってどういう事業ができるのかということです。

議長 委員の皆様方、今回はそういうことで継続にしてよろしいですか。

各委員 はい。

議長 実施機関の皆さん、そういうことで、そこを丁寧にご説明いただければと思うのですが、よろしいでしょうか。

では、またお手数かけますが、よろしく願いいたします。

〔実施機関（いきいき長寿推進課）退室〕

報告事項

（１）個人情報取扱事務の報告について

議長 それでは次に、報告事項「（１）個人情報取扱事務の報告」を事務局からお願いいたします。

事務局 それでは、報告事項の個人情報取扱事務の報告についてご説明をさせていただきます。

この報告は、さいたま市個人情報保護条例第6条第4項の規定に基づく、市長から本審議会宛ての報告でございます。なお、今回の報告につきましては、令和元年5月9日及び7月5日の2回に分けて告示を行いましたので、報告資料も2回分となっております。

まず初めに、報告資料の（１）をごらんください。1ページ目は、令和元年5月9日付の市長から本審議会宛ての報告になります。こちらは、平成31年3月1日から4月30日までに届け出がありました個人情報取扱事務開始届出書、変更届出書及び廃止届出書になりまして、件数はそれぞれ開始が18件、変更が52件、廃止が49件でございます。なお、各届出書は7ページから125ページに掲載されております。

次に、報告資料（２）をごらんください。1ページ目は、令和元年7月5日付の市長から本審議会宛ての報告になります。こちらは、令和元年5月1日から6月30日までに届け出がありました個人情報取扱事務開始届出書及び変更届出書となりまして、件数はそれぞれ、開始が9件、変更が6件でございます。なお、各届出書は5ページから20ページに掲載されております。

報告は以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

では、これは報告を受けたということといたします。

3 その他

議長 そのほかは別によろしいですか。

各委員 はい。

議長 そうしますと、次回の予定は9月25日の1時30分からでしたが、今回の案件の予定があるということと、そのほかにも何か案件があるのですか。

事務局 諮問させていただく予定となっているものがほかにもあります。

議長 それでは、本日のところはこれでよろしいでしょうか。

各委員 はい。

議長 どうもきょうはご苦労さまでした。いろいろご意見ありがとうございました。

事務局 ご審議いただきましてありがとうございました。

次回の審議会でございますが、令和元年9月25日水曜日の午後1時30分から予定しております。会場は、今回と同じくときわ会館5階の小ホール、こちらの会場となります。開催通知につきましては、改めて事務局から送付させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。